

外国による不当な干渉を防止する ための法制度について



警察庁

National Police Agency

外国情報機関等による工作と関連法制

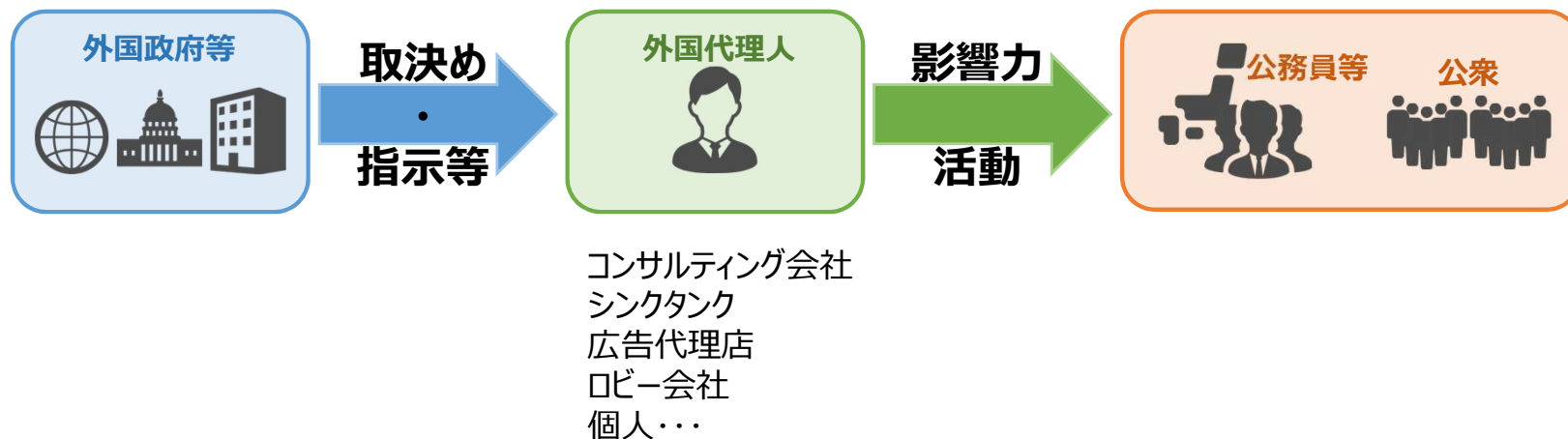
	影響工作（不当な干渉）	秘密情報の収集・取得	その他
工作の種類	我が国においても、政治・行政プロセスに不当に影響を与えることを企図した影響工作が近年活発化	機密情報や技術情報の収集・取得は <u>伝統的な工作（諜報工作）</u>	サイバー攻撃、 国境を越えた抑圧は我が国でも確認 海外では破壊工作等の事例あり
関連法制	規制法制は <u>存在せず</u> 諸外国では、近年、これに対応するための法制が立て続けに制定	個別法制の中で、 官民の秘密情報の保護規定 が存在 ➤ 特定秘密 ⇒ <u>特定秘密保護法</u> ➤ 重要経済安保情報 ⇒ <u>重要経済安保情報保護活用法</u> ➤ 公務員が職務上知る秘密 ⇒ <u>国家（地方）公務員法、自衛隊法</u> ➤ 営業秘密 ⇒ <u>不正競争防止法</u> 等	刑法その他の法令 に違反した場合に処罰可能

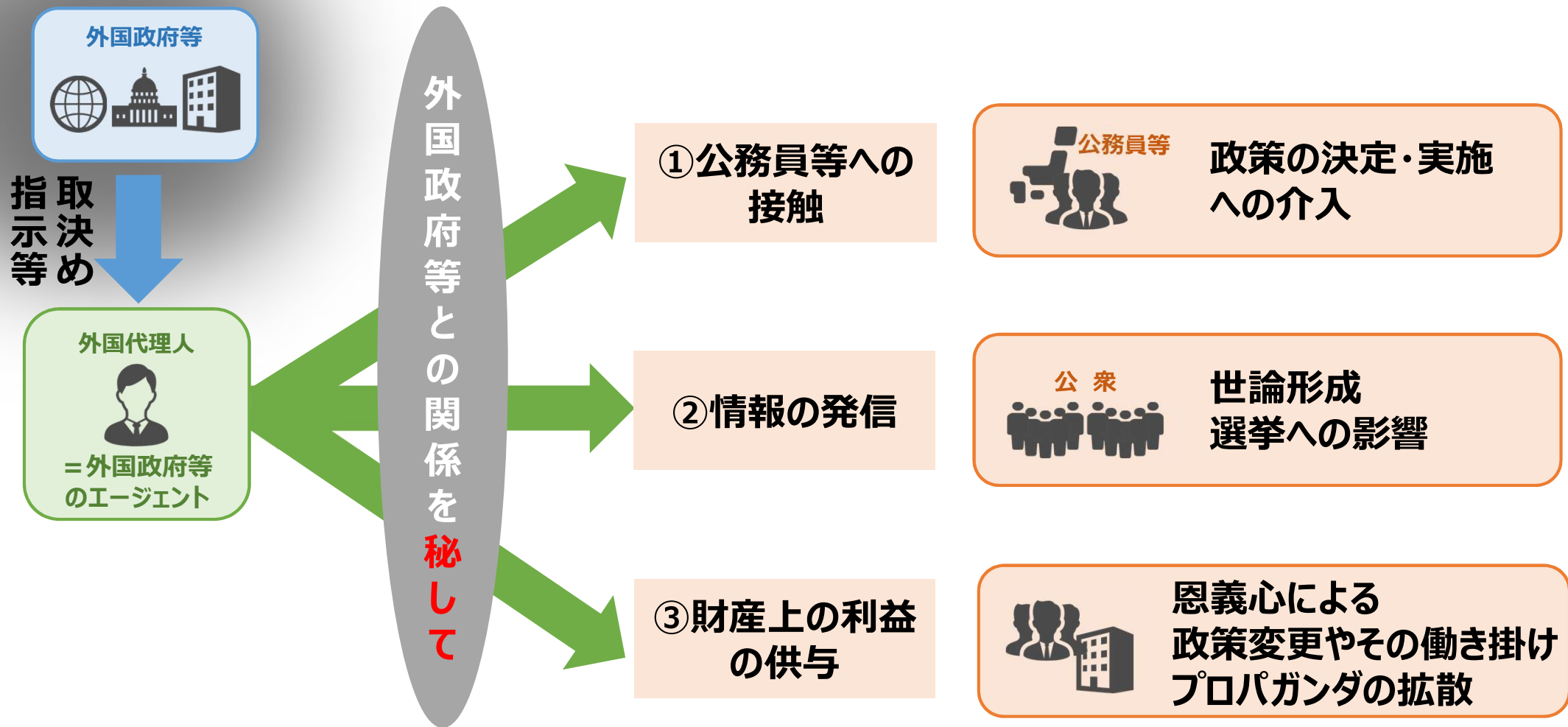
我が国におけるカウンターインテリジェンス関連法制の検討においては、
影響工作が活発化している現状を踏まえ、これに対応する法制の整備が早急に必要

- 外国政府等は、軍事、外交、経済、技術等の幅広い分野で自らの利益を図るため、現地の政治コンサルタントやシンクタンク、広告代理店等（**外国代理人**）を関与させつつ、他国における政治・行政プロセスに影響を与えることを企図した**影響力活動を活発に展開**
- 通常の**外国代理人による影響力活動**は、民主主義社会における多角的な議論の促進に資するもの

外国代理人による影響力活動のイメージ

- ✓ 政治コンサルタントが、A国政党の代理人として、相手国の政策決定者や影響を持つ関係者に対し、外交・投資・地域問題等に関する同党の立場等について啓発活動を行う
- ✓ 広告代理店が、B国政府機関の代理人として、B国大使館と共催でシンポジウムを開催する





- 外国情報機関等による活動は、伝統的な諜報工作にとどまらず、**影響工作にまで拡大し活発化**
- 接触、情報発信、利益の供与といった影響力活動が外国の意思を受けて行われているものなのか否かを明らかにする仕組みのない現状においては、**公務員等や公衆が、知らないうちに外国の意のままに行動・判断するおそれ**
- 投票行動や政策決定・実施において、自律的に判断するための条件が損なわれ、ひいては**我が国の利益や公共の安全が損なわれるおそれ**

諸外国における制度的措置

- 外国による不当な干渉の防止方策として、外国政府等のために行われる影響力活動を透明化するための外国代理人登録制度を各国において整備

【米国】

1938年

に運用開始

【オーストラリア】

2018年12月

に運用開始

【英国】

2025年7月

に運用開始

【フランス】

2025年10月

に運用開始

【カナダ】

2026年8月

に運用開始

諸外国における外国干渉防止策の概要

外国代理人登録制度

- 外国政府等との**取決め**やその**指示**に基づいて、相手国の**政策決定等**に影響を与えるために一定の活動を行う者に対し、**事前の登録を義務付け**
- 登録事項の**公表**や活動時の身分**開示**の義務付け等により、**当該活動の透明性を確保**
- 制度の**適切な履行を担保**するため、監督官庁に対して**報告徴収権限等**を規定



影響力活動を透明化し、
国民が知らないうちに外国政府等の
影響下に置かれることを防止

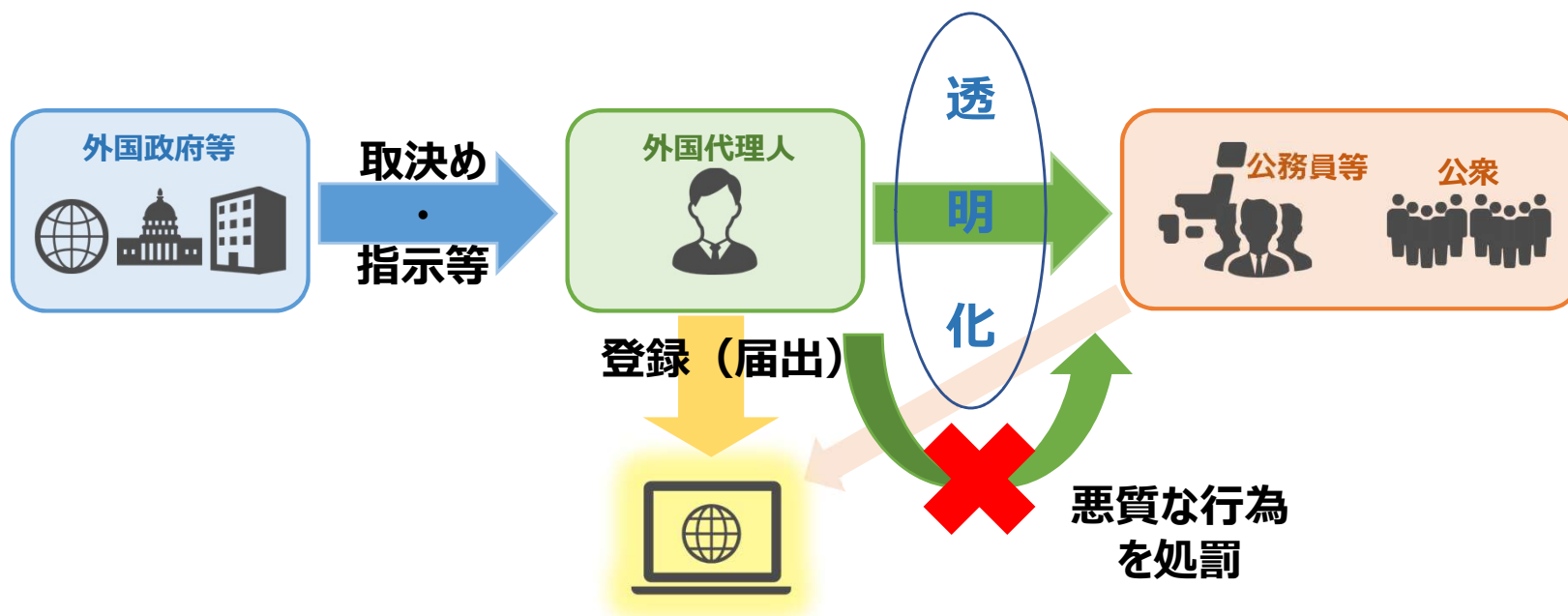
その他の法令
刑法

- 外国政府等のために行われる、
- 一定の悪質な行為（欺もう・脅迫的行為等）の犯罪化
 - 犯罪行為の重罰化



**外国政府等のために行われる活動に
関連する罰則も活用し、**
不当な干渉を目的とした悪質な行為に
ついて取締りを推進

- 悪質な影響力活動（影響工作）が、我が国のみならず世界各国で確認されている状況に鑑みれば、その対策は喫緊の課題
- 外国による不当な干渉を防止するためには、以下を内容とする法制を早急に整備すべき
 - ① 外国代理人による影響力活動を透明化する制度（**外国代理人登録制度**）
 - ② 外国代理人による悪質な行為を対象とする罰則



① 影響工作の現状認識

我が国も直面する影響工作の脅威をどう認識すべきか。
現代的課題は何か。

② 制度の必要性

諸外国の例に倣い、我が国においても
外国による不当な干渉を防ぐための制度を整備すべきか。

③ 制度の射程

規制の対象とすべき影響力活動とはどのようなものか。

④ 影響力活動の透明化のための工夫

外国代理人にどのような義務を課すべきか。

⑤ 権利・自由への配慮

過度な規制とならないよう配慮すべき事柄は何か。

民主的統制をどのように図るべきか。